

契約締結前交付書面兼商品概要説明書

2025 年 4 月 1 日現在

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）

国債等公共債保護預り兼振替決済口座管理

- ・ この書面には、国債等公共債保護預り兼振替決済口座管理のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめ内容を十分にご確認ください。
- ・ このお申し込みには、「国債等公共債保護預り規定兼振替決済口座管理規定」が適用されます。
- ・ みずほ銀行(以下、当行といいます。)ではお客さまの保有する国債等公共債をお預りし、法令に従って当行の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない公共債について法令に従って当行の固有財産と分別し、記帳および振替を行います。

○国債等公共債のお預りにかかる手数料は無料です。

○この契約には、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

1. お取引の名称	国債等公共債保護預り兼振替決済口座管理
2. お取引の概要	お客さまの保有する公共債を当行がお預りし保管管理をすること、および、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取り扱われる国債・地方債・政府保証債に係る保管管理等を当行が行います。 当行ではお客さまの保有する国債等公共債をお預りする場合法令に従って当行の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない公共債について法令に従って当行の固有財産と分別し、記帳および振替を行います。 国債等公共債保護預り兼振替決済口座は原則おひとりさま 1 口座とさせていただきます。公共債を購入される場合、国債等公共債保護預り兼振替決済口座保有店以外ではお取引できません。
3. 契約期間	期限の定めはございません。
4. 対象債券	国債・地方債・政府保証債（ <u>当行にて取り扱いできない債券がございます。</u> 詳しくは窓口までお問い合わせください。）

5. 元利金の受け入れ	証券の償還期日または利金支払期日に、お客さまに代わって日本銀行または口座管理機関、もしくは元利金支払場所より利金を受領し、ご指定を受けた口座に入金いたします。
6. 証券の払出 または振替	保管中の証券は、お客さまから払出の請求を受けた場合、当行所定の申込書によるお申し込み後本券の払出または振替をいたします。 保護預り証券の払出をご請求される場合には、当行所定の申込書を取引店にご提出ください。なお、償還期日または利金支払期日の 4 営業日前から前営業日までは、保護預り証券の預け入れおよび返還ができません。 振込債については、償還期日または利金支払期日の 4 営業日前から前営業日までは、振替の申請ができません。 （国債振替制度の変更により振替法に基づく振替決済制度において 2003 年 1 月 27 日以降取り扱う国債〔以下、「振込国債」といいます。〕、および一般債振替制度開始にともない振替決済制度において 2006 年 1 月 10 日以降取り扱う地方債・政府保証債〔以下、「振込地方債等」といいます。〕については、本券の払出はできません。） 「売却」することも可能です。
7. 取引契約の終了	この契約は、保管中の証券の償還期日または利金支払期日の 4 営業日前から同期日の前営業日までを除き、お客さまのお申し出によりいつでも解約することができます。 ただし、解約する際には、当行所定の申込書を提出のうえ、保護預り証券をお引き取りまたは振込国債または振込地方債等を他の口座管理機関へお振替ください。 また、以下の 1 つにでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができます。 ・お客さまについて相続の開始があったとき ・お客さままたは代理人がこの規定に違反したとき ・「国債等公共債保護預り規定兼振替決済口座管理規定」の変更について、お客さまが同意しないとき ・やむをえない事由により、当行が解約を申し出たとき
8. 付加できる特約事項	ありません
9. その他参考となる 事項	残高がある場合は、年 1 回以上通知いたします。 詳細は、「国債等公共債保護預り規定兼振替決済口座管理規定」をご参照ください。
10. 当行が行う金融商品取引業の内容および方法の概要	当行が行う金融商品取引業は、主に投資信託・公共債の窓口販売、デリバティブ取引等の金融商品取引法第 33 条の 2 の規定に基づく登録金融機関業務であります。

1 1. 当行の概要	
会社名	株式会社みずほ銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第 6 号
本店の所在場所	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 5 号
加入している金融商品取引業協会	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
当行の苦情対応措置および紛争解決措置	「一般社団法人全国銀行協会」または特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」を利用 全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 証券・金融商品あっせん相談センター連絡先 電話番号 0120-64-5005
対象事業者となっている認定投資者保護団体	ありません
主な事業	当行は、個人・国内一般事業法人・金融法人・地方公共団体を主要なお客さまとし、銀行業務を中心に、登録金融機関業務その他金融サービスに係る事業を行っております。
発足年月	2013 年 7 月
より詳細な当行の概要は、店舗または株式会社みずほフィナンシャルグループのウェブサイトにあるディスクロージャー誌（開示資料）をご覧ください。	
1 2. お問い合わせ先	店舗にお問い合わせください。